

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年4月18日

【会社名】 太洋物産株式会社

【英訳名】 TAIYO BUSSAN KAISHA, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 柏原 滋
東京都中央区日本橋小伝馬町12番9号

【本店の所在の場所】 上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記
において行っております。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区初台一丁目46番3号 シモモトビル

【電話番号】 (03)5333-8080(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 総務部 ジェネラルマネージャー 宮内 敏雄

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 200,060,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成 23 年 4 月 7 日付で提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、「第一部 証券情報 第 1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (1) 新規発行による手取金の額」、「第一部 証券情報 第 3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」、及び「第一部 証券情報 第 3 第三者割当の場合の特記事項 6 大規模な第三者割当の必要性 (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容」に追加及び訂正すべき事項があったこと、並びに「第一部 証券情報 第 3 第三者割当の場合の特記事項 6 大規模な第三者割当の必要性 (2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程」に訂正すべき事項(社外監査役との関係)があったことから、当該記載事項の内容の一部の訂正を行うため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第 1 募集要項

4 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

第 3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

c 割当予定先の選定理由

6 大規模な第三者割当の必要性

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部 証券情報

第1 募集要項

4 新規発行による手取金の使途

(訂正前)

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
200,060,000	15,900,000	184,160,000

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、資金調達に関するフィナンシャル・アドバイザー費用13,500,000円、登記費用700,000円、割当予定先等調査費用700,000円、及び弁護士費用1,000,000円であります。

(訂正後)

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
200,060,000	15,900,000	184,160,000

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、株式会社アタックス・ビジネス・コンサルティング(代表取締役 林 公一、東京都千代田区内神田一丁目13番7号)と締結いたしました当社の資本増強に関するアドバイザー契約(平成22年11月18日締結)に基づく成功報酬15,000,000円の内、契約締結時に支払った固定報酬1,500,000円を差し引いた金額13,500,000円、登記費用700,000円、割当予定先等調査費用700,000円、及び弁護士費用1,000,000円であります。なお、上記アドバイザー契約は、当社が第三者割当増資を行うにあたって、資本引受先を探すにあたっての助言、資本引受先との交渉についての助言、第三者割当増資を行うにあたっての全体の進行管理、資本引受先への当社財務内容の説明等を主な目的とした契約となっており、本契約に基づき、当社は成功報酬として15,000,000円を支払うものであります。

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

c. 割当予定先の選定理由

(訂正前)

イ 大東港運株式会社

大東港運株式会社は、昭和32年創業以来、輸出入関連の通関業務(税関申告・納税手続等)で幅広く実績を積み上げてこられた会社であります。当社におきましても、昭和40年代より、輸入商品全般の通関業務を取扱って頂いており、当社取扱の輸出入商品における物流の要として、当社の事業継続上必要不可欠な機能を有する会社となっております。当社常務取締役である加藤邦男は大東港運株式会社の代表取締役社長である曾根好貞氏と親交を深めさせて頂いておりました。平成22年12月頃より、当社におきまして、資本増強並びに上場維持を図る必要から第三者割当増資を行う必要が生じたことから、当社の事業継続に深くご協力頂いている大東港運株式会社に対しまして、加藤邦男より出資を依頼しましたところ、当社事業並びに経営方針に対して深い理解を頂戴し、出資への賛同を頂いた次第です。

ロ 山手冷蔵株式会社

山手冷蔵株式会社は大正11年創業以来、一貫して輸出入用の畜産物等の保管に係る冷蔵、冷凍事業におきまして実績を上げてこられた会社であります。当社におきましても、昭和60年代から当社が海外から仕入れた鶏肉・

豚肉を中心とした輸入畜産品等の国内における一時的保管を取扱って頂いており、当社取扱の輸入畜産品における物流の要として、当社の事業継続上必要不可欠な機能を有する会社となっております。当社常務取締役である加藤邦男は山手冷蔵株式会社の代表取締役社長である青山信之氏と親交を深めさせて頂いておりました。平成22年12月頃より、当社におきまして、資本増強並びに上場維持を図る必要から第三者割当増資を行う必要が生じたことから、当社の事業継続に深くご協力頂いている山手冷蔵株式会社に対しまして、加藤邦男より出資を依頼しましたところ、当事業並びに経営方針に対して深い理解を頂戴し、出資への賛同を頂いた次第です。

(訂正後)

イ 大東港運株式会社

当初、平成22年11月18日付で株式会社アタックス・ビジネス・コンサルティングと締結いたしました当社の資本増強に関するアドバイザー契約に基づき、平成22年11月下旬、第三者割当増資の資本引受先の紹介を数社受けましたが、当社へ出資していただくにふさわしい会社であると判断ができなかったことから、お断りするとともに、取締役会で改めて資本引受先を検討いたし、当社取引先である大東港運株式会社を選定いたしました。

大東港運株式会社は、昭和32年創業以来、輸出入関連の通関業務(税関申告・納税手続等)で幅広く実績を積み上げてこられた会社であります。当社におきましても、昭和40年代より、輸入商品全般の通関業務を取扱って頂いており、当社取扱の輸出入商品における物流の要として、当社の事業継続上必要不可欠な機能を有する会社となっております。当社常務取締役である加藤邦男は大東港運株式会社の代表取締役社長である曾根好貞氏と親交を深めさせて頂いておりました。平成22年12月頃より、当社におきまして、資本増強並びに上場維持を図る必要から第三者割当増資を行う必要が生じたことから、当社の事業継続に深くご協力頂いている大東港運株式会社に対しまして、加藤邦男より出資を依頼しましたところ、当事業並びに経営方針に対して深い理解を頂戴し、出資への賛同を頂いた次第です。

ロ 山手冷蔵株式会社

当初、平成22年11月18日付で株式会社アタックス・ビジネス・コンサルティングと締結いたしました当社の資本増強に関するアドバイザー契約に基づき、平成22年11月下旬、第三者割当増資の資本引受先の紹介を数社受けましたが、当社へ出資していただくにふさわしい会社であると判断ができなかったことから、お断りするとともに、取締役会で改めて資本引受先を検討いたし、当社取引先である山手冷蔵株式会社を選定いたしました。

山手冷蔵株式会社は大正11年創業以来、一貫して輸出入用の畜産物等の保管に係る冷蔵、冷凍事業におきまして実績を上げてこられた会社であります。当社におきましても、昭和60年代から当社が海外から仕入れた鶏肉・豚肉を中心とした輸入畜産品等の国内における一時的保管を取扱って頂いており、当社取扱の輸入畜産品における物流の要として、当社の事業継続上必要不可欠な機能を有する会社となっております。当社常務取締役である加藤邦男は山手冷蔵株式会社の代表取締役社長である青山信之氏と親交を深めさせて頂いておりました。平成22年12月頃より、当社におきまして、資本増強並びに上場維持を図る必要から第三者割当増資を行う必要が生じたことから、当社の事業継続に深くご協力頂いている山手冷蔵株式会社に対しまして、加藤邦男より出資を依頼しましたところ、当事業並びに経営方針に対して深い理解を頂戴し、出資への賛同を頂いた次第です。

6 大規模な第三者割当の必要性

- (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

(訂正前)

当社は、本第三者割当増資により調達する資金につきましては、事業継続のための運転資金を確保するとともに、債務超過の完全な解消とはならないものの、資本金及び資本準備金に充当することで債務超過の改善を図ることに使

用することを予定しております。これは、当社の最近の資金繰りの状況として、商品仕入れに係る資金需要が高まっており、当社主力の海外の農畜産物(大豆等の穀物類、牛肉、鶏肉、豚肉等の畜肉類)におきまして、新興国の生活水準向上に起因する需要増、主要産地で生じている旱魃・大雨などの異常気象による供給の不確定要素の拡大、投機資金の流入などで商品市況の上昇が顕著であることから、当社の収益力の維持及び向上のために、増加する運転資金の確保が必要となっていること、あわせて、平成23年9月期第3四半期早期での債務超過改善策の実行を取引金融機関より強く要請されておりますことから、第三者割当増資を実現することで、取引金融機関よりの信用力の底上げを図り、今後の当社の企業価値及び株主価値を向上させるために、必要不可欠なものであると考えております。

このような大規模な第三者割当が必要となる具体的な理由は次のとおりであります。

平成20年9月のリーマン・ブラザーズの経営破綻による世界景気後退の影響で商品市況が下落し、当社は平成21年9月期に当期純損失35億8百万円を計上いたしました。更に、平成22年9月期においては、農産物の主力取引先であった大豆油糧株式会社が平成22年5月6日付で民事再生手続開始の申し立てを行ったことに伴う12億円の貸倒損失に加え、大豆市況の低迷で生じた商品収益性の低下により8億円の商品評価損を計上いたしました。この結果、当社は平成22年9月期末において2億79百万円の債務超過となり、大阪証券取引所JASDAQ市場の定める上場廃止基準に抵触しており、上場継続のためには平成23年9月までに債務超過を解消することが必須条件となっております。

また、当社は取引金融機関3行とタームローン契約(シンジケーション方式)及びコミットメントライン契約(シンジケーション方式)を締結しております。本契約には財務制限条項が付されておりますが、当社は平成22年9月期において財務制限条項に抵触しております。これに対して、取引金融機関3行には、期限の利益喪失に伴う一括弁済請求をする権利行使の猶予をご承諾頂いているところですが、あわせて、取引金融機関より、今後の融資条件、金額を考慮するうえで、平成23年9月期第3四半期早期での第三者割当増資の実行により、当第3四半期決算における債務超過の状況を改善させることを強く要請されております。

更に、当社の平成23年9月期における第1四半期決算においても、大豆油糧株式会社向けに輸入した商品の引渡しに期越えとなり在庫保管料が発生したこと等により2億18百万円の当期純損失を計上いたし、純資産は△3億48百万円と債務超過が拡大しており、財務体質の健全化も急務となっております。

このような状況の中で、当社といたしましては、経営改善計画(平成22年11月22日公表)を策定し、収益基盤の安定化、及び財務体質の改善に全社を挙げて取り組んでおります。今般、経営改善計画の一環として、株主・取引先・金融機関をはじめとする関係者の皆様の信用回復を図るため、第三者割当による資本増強を行うことを検討いたしました。本第三者割当増資は、平成22年12月末時点の債務超過を完全に解消するものではありませんが、早期の財務改善を実現し、商社事業の根幹ともいえる金融機能、即ち資金調達力を大きく改善させる大きな一歩となり得ることとなります。近年、商品市況が軒並み上昇しており、以前にも増して資金調達力の重要性は高まっております。現状、当社の資金調達は金融機関に依存しており、本第三者割当増資により、取引金融機関の当社に対する信用が強化され、経営改善計画達成の蓋然性が高まるものと判断されます。以上の議論を経て、当社の現時点の財務状態で取引金融機関から十分な新規融資を確保することの困難性を鑑み、金融機関からの融資によらない方法での増加運転資金の確保が必要と判断いたし、また、資本増強策として、第三者割当増資以外の公募増資、株主割当増資などを検討いたしましたが、当社の業績及び当社の株式における流動性を考慮すると、当社の期待する資本調達の可能性は低いと考えざるを得ないことから、第三者割当増資が、確実に運転資金を確保し、資本調達できる最善の手段であると考えております。

本第三者割当増資にあたっては、発行株数が増加するため、1株当り株式価値に希薄化が生じます。具体的には、本第三者割当増資による新株式の発行株式の総数2,858,000株に係る議決権数は2,858個となり、当社の総議決権数8,374個(平成22年12月31日現在)に占める割合が34.13%と25%以上となりますが、上述のように、当社は、本第三者割当増資による調達資金により、商品市況の上昇により生じる輸入畜肉品(ブラジル産鶏肉、オーストラリア・アメリカ産牛肉等)及び輸入畜肉加工食品(タイ産鶏肉による加工食品)の増加運転資金を確保することによって、

平成 23 年 9 月期第 3 四半期早期での第三者割当増資の実行による債務超過の改善を求める取引金融機関の要請にも応えることとなり、信用力の底上げを図ることが出来るものであります。以上のことから、現時点で本第三者割当増資を行うことが、当社の既存株主の皆様の利益を損なうことなく、企業価値の向上に寄与するとともに、株式の価値を高めることにつながるものと判断いたしました。

本第三者割当増資の割当先として増資に応じて頂く大東港運株式会社、山手冷蔵株式会社は、当社の事業継続上必要不可欠な会社であります。大東港運株式会社、山手冷蔵株式会社は、本第三者割当増資を契機として、当社と一層深い関係を築くことで、当事業の再建及び拡大、そして当社の企業価値の向上にご協力頂けるものと確信しております。

(訂正後)

当社は、本第三者割当増資により調達する資金につきましては、事業継続のための運転資金を確保するとともに、債務超過の完全な解消とはならないものの、資本金及び資本準備金に充当することで債務超過の改善を図ることに使用することを予定しております。これは、当社の最近の資金繰りの状況として、商品仕入れに係る資金需要が高まっており、当社主力の海外の農畜産物(大豆等の穀物類、牛肉、鶏肉、豚肉等の畜肉類)におきまして、新興国の生活水準向上に起因する需要増、主要産地で生じている早魃・大雨などの異常気象による供給の不確定要素の拡大、投機資金の流入などで商品市況の上昇が顕著であることから、当社の収益力の維持及び向上のために、増加する運転資金の確保が必要となっていること、あわせて、平成 23 年 9 月期第 3 四半期早期での債務超過改善策の実行を取引金融機関より強く要請されておりますことから、第三者割当増資を実現することで、取引金融機関よりの信用力の底上げを図り、今後の当社の企業価値及び株主価値を向上させるために、必要不可欠なものであると考えております。

このような大規模な第三者割当が必要となる具体的な理由は次のとおりであります。

平成 20 年 9 月のリーマン・ブラザーズの経営破綻による世界景気後退の影響で商品市況が下落し、当社は平成 21 年 9 月期に当期純損失 35 億 8 百万円を計上いたしました。更に、平成 22 年 9 月期においては、農産物の主力取引先であった大豆油糧株式会社が平成 22 年 5 月 6 日付で民事再生手続開始の申し立てを行ったことに伴う 12 億円の貸倒損失に加え、大豆市況の低迷で生じた商品収益性の低下により 8 億円の商品評価損を計上いたしました。この結果、当社は平成 22 年 9 月期末において 2 億 79 百万円の債務超過となり、大阪証券取引所 JASDAQ 市場の定める上場廃止基準に抵触しており、上場継続のためには平成 23 年 9 月までに債務超過を解消することが必須条件となっております。

また、当社は取引金融機関 3 行とタームローン契約(シンジケーション方式)及びコミットメントライン契約(シンジケーション方式)を締結しております。本契約には財務制限条項が付されておりますが、当社は平成 22 年 9 月期において財務制限条項に抵触しております。これに対して、取引金融機関 3 行には、期限の利益喪失に伴う一括弁済請求をする権利行使の猶予をご承諾頂いているところですが、あわせて、取引金融機関より、今後の融資条件、金額を考慮するうえで、平成 23 年 9 月期第 3 四半期早期での第三者割当増資の実行により、当第 3 四半期決算における債務超過の状況を改善させることを強く要請されております。

更に、当社の平成 23 年 9 月期における第 1 四半期決算においても、大豆油糧株式会社向けに輸入した商品の引渡しに期越えとなり在庫保管料が発生したこと等により 2 億 18 百万円の当期純損失を計上いたし、純資産は△3 億 48 百万円と債務超過が拡大しており、財務体質の健全化も急務となっております。

このような状況の中で、当社といたしましては、株式会社アタックス・ビジネス・コンサルティング(代表取締役 林 公一、東京都千代田区内神田一丁目 13 番 7 号)と締結いたしました委任契約書(平成 22 年 9 月 6 日締結)に基づく経営改善に向けた助言を参考に、当社は経営改善計画(平成 22 年 11 月 22 日公表)を策定し、収益基盤の安定化、及び財務体質の改善に全社を挙げて取組んでおります。今般、経営改善計画の一環として、株主・取引先・金融機関をはじめとする関係者の皆様の信用回復を図るため、平成 22 年 11 月 9 日開催の取締役会において、資本増強を行うことといたしました。本第三者割当増資は、平成 22 年 12 月末時点の債務超過を完全に解消するものではありません

が、早期の財務改善を実現し、商社事業の根幹ともいえる金融機能、即ち資金調達力を大きく改善させる大きな一歩となり得ることとなります。近年、商品市況が軒並み上昇しており、以前にも増して資金調達力の重要性は高まっております。現状、当社の資金調達は金融機関に依存しており、本第三者割当増資により、取引金融機関の当社に対する信用が強化され、経営改善計画達成の蓋然性が高まるものと判断されます。以上の議論を経て、当社の現時点の財務状態で取引金融機関から十分な新規融資を確保することの困難性を鑑み、金融機関からの融資によらない方法での増加運転資金の確保が必要と判断いたし、また、資本増強策として、同取締役会において、第三者割当増資以外の公募増資、株主割当増資などを検討いたしましたが、当社の業績及び当社の株式における流動性を考慮すると、当社の期待する資本調達の可能性は低いと考えざるを得ないことから、第三者割当増資が、確実に運転資金を確保し、資本調達できる最善の手段であると判断いたしました。

本第三者割当増資にあたっては、発行株数が増加するため、1株当たり株式価値に希薄化が生じます。具体的には、本第三者割当増資による新株式の発行株式の総数2,858,000株に係る議決権数は2,858個となり、当社の総議決権数8,374個(平成22年12月31日現在)に占める割合が34.13%と25%以上となりますが、上述のように、当社は、本第三者割当増資による調達資金により、商品市況の上昇により生じる輸入畜肉品(ブラジル産鶏肉、オーストラリア・アメリカ産牛肉等)及び輸入畜肉加工食品(タイ産鶏肉による加工食品)の増加運転資金を確保することによって、平成23年9月期第3四半期早期での第三者割当増資の実行による債務超過の改善を求める取引金融機関の要請にも応えることとなり、信用力の底上げを図ることが出来るものであります。以上のことから、現時点で本第三者割当増資を行うことが、当社の既存株主の皆様の利益を損なうことなく、企業価値の向上に寄与するとともに、株式の価値を高めることにつながるものと判断いたしました。

本第三者割当増資の割当先として増資に応じて頂く大東港運株式会社、山手冷蔵株式会社は、当社の事業継続上必要不可欠な会社であります。大東港運株式会社、山手冷蔵株式会社は、本第三者割当増資を契機として、当社と一層深い関係を築くことで、当社事業の再建及び拡大、そして当社の企業価値の向上にご協力頂けるものと確信しております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

(訂正前)

本第三者割当増資による資本調達は、希薄化率が34.13%となり、25%以上となることから、経営者から一定の独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手を要することになります。そこで、当社社外監査役である丸山弘昭氏、及び、佐藤総合法律事務所の佐藤明夫弁護士の2名から、書面による意見を頂きました。なお、丸山弘昭氏、佐藤明夫氏、両氏と当社の間には、出資関係、人事関係、資金関係及び顧問契約を含めて過去一切取引した事実はなく、当社から完全に独立した第三者であります。両氏からは本第三者割当増資に関し、本第三者割当増資における株式発行の必要性、本第三者割当増資について他の発行形態との比較におけるその相当性について書面により回答をいただいております。

その結果、第三者割当増資における株式発行については、昨今の商品市況の上昇による経済情勢において、当社が債務超過に陥っている状況、平成23年9月までに債務超過を解消し財務基盤を健全化させることを喫緊の課題としていることを考慮し、その必要性があるものと判断されました。また、本第三者割当増資について他の発行形態との比較においては、自己資本の拡充につながらない社債や借入ではなく株式発行等の資本性の調達が不可欠な要素であること、発行予定額を確保できないリスクと、それに伴う風評リスクを抱える公募調達を選択することが困難であること、財務体質悪化による信用力が低下している当社にとって業務遂行上不可欠な機能を担う大東港運株式会社、山手冷蔵株式会社との間で関係強化を図ることが適当であることを考慮し、その相当性があるものと判断されました。

以上の報告を受け、平成23年4月7日開催の取締役会におきまして、今般の第三者割当増資について討議しました。その結果、株式価値の希薄化(34.13%)が生じるものの、確実な自己資本の拡充を行うことができる第三者割

当増資を行うことは債務超過である当社にとって不可欠であること、割当先として選定した大東港運株式会社、山手冷蔵株式会社は、当社の業務継続上不可欠な機能を有する会社であり、関係を強化することは今後の当社の事業においても有益であり、既存株主の利益を損なうものではないとの判断に至り、取締役会において第三者割当増資を行うことを決議致しました。

(訂正後)

本第三者割当増資による資本調達は、希薄化率が 34.13%となり、25%以上となることから、経営者から一定の独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手を要することになります。そこで、当社社外監査役である丸山弘昭氏、及び、佐藤総合法律事務所の佐藤明夫弁護士の2名から、書面による意見を頂きました。なお、佐藤明夫氏と当社の間には、出資関係、人事関係、資金関係及び顧問契約を含めて過去一切取引した事実はなく、当社から完全に独立した第三者であります。両氏からは本第三者割当増資に関し、本第三者割当増資における株式発行の必要性、本第三者割当増資について他の発行形態との比較におけるその相当性について書面により回答をいただいております。

その結果、第三者割当増資における株式発行については、昨今の商品市況の上昇による経済情勢において、当社が債務超過に陥っている状況、平成 23 年 9 月までに債務超過を解消し財務基盤を健全化させることを喫緊の課題としていることを考慮し、その必要性があるものと判断されました。また、本第三者割当増資について他の発行形態との比較においては、自己資本の拡充につながらない社債や借入ではなく株式発行等の資本性の調達が不可欠な要素であること、発行予定額を確保できないリスクと、それに伴う風評リスクを抱える公募調達を選択することが困難であること、財務体質悪化による信用力が低下している当社にとって業務遂行上不可欠な機能を担う大東港運株式会社、山手冷蔵株式会社との間で関係強化を図ることが適当であることを考慮し、その相当性があるものと判断されました。

以上の報告を受け、平成 23 年 4 月 7 日開催の取締役会におきまして、今般の第三者割当増資について討議しました。その結果、株式価値の希薄化(34.13%)が生じるものの、確実な自己資本の拡充を行うことができる第三者割当増資を行うことは債務超過である当社にとって不可欠であること、割当先として選定した大東港運株式会社、山手冷蔵株式会社は、当社の業務継続上不可欠な機能を有する会社であり、関係を強化することは今後の当社の事業においても有益であり、既存株主の利益を損なうものではないとの判断に至り、取締役会において第三者割当増資を行うことを決議致しました。